

船舶事故調査報告書

令和7年10月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 高橋 明 子

事故種類	スタンドアップパドルボード搭乗者負傷
発生日時	令和6年8月14日 14時30分頃
発生場所	岡山県倉敷市玉島黒崎所在の沙美の浜東方沖 沙美漁港防波堤灯台から真方位256°390m付近 (概位 北緯34°30.1′ 東経133°38.2′)
事故の概要	水上オートバイ ^{じゆん} 潤は、左旋回して遊走中、スタンドアップパドルボードの搭乗者1人に接触して、同搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和6年9月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 潤、0.2トン 271-38958岡山、個人所有 2.87m (Lr) × 1.10m × 0.67m、FRP ガソリン機関、132.40kW、平成28年6月
乗組員等に関する情報	船長 24歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和5年11月14日 免許証交付日 令和5年11月14日 (令和10年11月13日まで有効) 搭乗者A 5歳
死傷者等	負傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 静穏、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	船長は、知人らと共に令和6年8月14日昼前頃から海水浴場である沙美の浜東方でバーベキューや水上オートバイの遊走などを楽しんでいた。 本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、沙美の浜東方沖において、他の数隻の水上オートバイと共に遊走していた。（図1参照）



図1 事故発生場所概略図
(国土地理院ウェブサイトの地理院地図(写真)を使用)

沙美の浜東方沖には、船長の知人の子供4人が搭乗した長さ約4mのスタンドアップパドルボード*1(SUP)(沖合側から、搭乗者A、搭乗者Aの家族、搭乗者Aの親族2人の順)が南北方向に浮かんでおり、船長は、他の水上オートバイが旋回時に波しぶきを子供たちに掛けている様子を見た。

船長は、本船を遊走中に、波しぶきを子供たちに掛けようと、約30～40km/hの対地速力で、SUP付近を数度左旋回させていた。

船長は、本船の引き波が発生し、本船が上下左右に動揺したことにより、SUPとの距離感が上手くとれなくなって焦り、SUPに接触するかもしれないと思い、アクセルを緩めてハンドルを左に取ったが、SUPを避けることができず、14時30分頃、本船の右舷後部がSUP上の搭乗者Aに接触した。

船長は、搭乗者AがSUP上から落水したのを見て、本船が搭乗者Aに接触したことに気付き、直ちに本船から降りて搭乗者Aに近づき搭乗者Aと共に砂浜に戻り、搭乗者Aの患部を冷やすなどした。

搭乗者Aは、その後、搭乗者Aの家族の自家用車で病院を受診した。

その他の事項

船長は、特殊小型船舶操縦士の免許登録日から本事故発生当日までの約9か月間に、本船を2回程度、操縦した経験があったが、操縦にはあまり慣れていないと感じていた。

船長によれば、本船を遊走中に、他の水上オートバイが旋回時に波

*1 「スタンドアップパドルボード」とは、サーフボードの上に立ち、パドルを用い水面を漕いで移動を楽しむウォータースポーツの一つであり、このスポーツで用いられるボードのことも指す。

	<p>しぶきを子供たちに掛けていて、自身に子供たちから波しぶきを掛けてほしいと言われたとのことであった。</p> <p>搭乗者Aの家族によれば、本事故時、本船がSUPに接近した際、波しぶきがSUP上の子供たちに掛かっていたとのことであった。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）には、以下のとおり規定されている。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法 （小型船舶操縦者の遵守事項）</p> <p>第23条の40（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 小型船舶操縦者は、衝突その他の危険を生じさせる速力で小型船舶を遊泳者に接近させる操縦その他の人の生命、身体又は財産に対する危険を生じさせるおそれがある操縦として国土交通省令で定める方法で、小型船舶を操縦し、又は他の者に小型船舶を操縦させてはならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 （危険な操縦の方法）</p> <p>第136条 法第23条の40第3項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 遊泳者その他の人の付近において、小型船舶をこれらの者との衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行する操縦の方法</p> <p>二 遊泳者その他の人の付近において、小型船舶を急回転し、又は縫航する操縦の方法</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、沙美の浜東方沖において遊走中、船長が、子供4人が搭乗したSUP付近に本船を十分に減速させずに左旋回しながら接近させたことから、本船の右舷後部が同SUP上の搭乗者Aに接触し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、SUPに搭乗した子供たちに波しぶきを掛けようと、同SUP付近を数度左旋回させていたことから、同SUP付近に本船の引き波が発生し、本船が上下左右に動揺したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が動揺したことにより、SUPとの距離が思ったより接近したことに焦り、アクセルを緩めてハンドルを左に取ったが、S</p>

	<p>UPを避けることができなかつたものと考えられる。</p> <p>船長は、特殊小型船舶操縦士の免許登録日から本事故発生当日までの約9か月間に、本船を2回程度、操縦した経験があつたものの、本船の操縦に慣れていなかつた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、危険を生じさせる速力で、本船をSUPに搭乗した子供たちに接近させる操縦をしてはならなかつた。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、沙美の浜東方沖において遊走中、子供4人が搭乗したSUP付近に本船の引き波が発生した状況下、船長が、同SUP上の子供たちに波しぶきを掛けようと本船を十分に減速させずに左旋回しながら接近させたため、本船が動揺して同SUPとの距離が思ったより接近したことに焦り、同SUPを避けようとしたものの、本船が搭乗者Aに接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、法令を遵守し、遊泳者等の付近で急旋回するなど衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で操縦しないこと。